

平成30年6月15日

企画調整局

国家戦略特区の区域計画の認定について

平成30年6月14日に開催された「国家戦略特別区域諮問会議」（議長：安倍 晋三 内閣総理大臣）を経て、先の区域会議で作成された本市の国家戦略特区の区域計画（案）が、同日付けで内閣総理大臣により認定されました。

記

○ 認定された特区事業の概要

- ・ 創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

国家戦略特別区域法第 16 条の6に規定する地域を管轄する地方公共団体（北九州市全域）が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、当該地域内における外国人による創業活動を促進する。【平成 30 年中に実施】

【連絡先】

- ・ 国家戦略特区全般に関すること
企画調整局地方創生推進室（特区担当）
担当：安永、鈴木、佐藤 電話：582-2904
- ・ 創業支援全般に関すること
産業経済局産業政策課
担当：田原、森永 電話：582-2299